

新旧対照表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年神奈川県規則第105号）

新		旧	
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる業種に属する事業所に対する改正後の別表第9の規定の適用については、平成29年11月30日（金属鋳業に属する事業所においては、<u>平成31年11月30日</u>）までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、同欄に掲げる業種の区分に応じそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる業種に属する事業所に対する改正後の別表第9の規定の適用については、平成29年11月30日（金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。））に属する事業所においては、<u>平成28年11月30日</u>）までの間は、同表カドミウム及びその化合物の項中「0.03」とあるのは、同欄に掲げる業種の区分に応じそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
4～6 （略）		4～6 （略）	